

あなたの健康ライフを応援します

KATSU



DISPLAY

URL <http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/>

2018

春

no.272

特集号



平成30年度の制度改正のお知らせ

健康保険のしくみ

健康保険組合の主な仕事 医療保険制度

ライフシーンで見る健康保険

法定給付

付加給付、健康保険限度額適用認定証

保険料

退職後と高齢者の医療保険

第2期データヘルス計画

第3期特定健診・特定保健指導

疾病予防事業のご案内

生活習慣病予防健診・婦人健診・人間ドック・各種補助金

東振協 秋季 婦人生活習慣病予防健診

婦人生活習慣病予防健診申込書

健康診断・人間ドック契約医療機関一覧表

健康づくり事業のご案内

ウォーキング大会、へるすぴあ、FUJYAMA 倶楽部

契約スポーツクラブ ルネサンス

保健指導宣伝事業

健保連 東京連合会による健康相談

医療費のお知らせ、ジェネリック薬品利用促進通知

保養所利用のご案内

契約保養施設の利用方法

労災保険

おたよりありがとうございました！

クイズに挑戦！

個人情報の取扱い

平成30年度健保の予算と事業計画

秋のウォーキング大会

32 30 28 27 26 24 23 22 21 20 18 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 4



スポーツクラブルネサンスと 契約しました！

お得な料金でご利用いただけます。健康のため、ぜひご利用ください！

使いたい放題 Monthly
8,424 円(税込)/月

or

1 回ごとに 1Day
1,620 円(税込)/回

ご入会のお申し込みは
お近くのスポーツクラブ
ルネサンスで！

申込方法などの
詳細は、P21 を
ごらんください！

月額固定料金の
コースと、利用する
都度支払うコース
が選べるよ

ご利用は
15歳以上の方
に限ります。



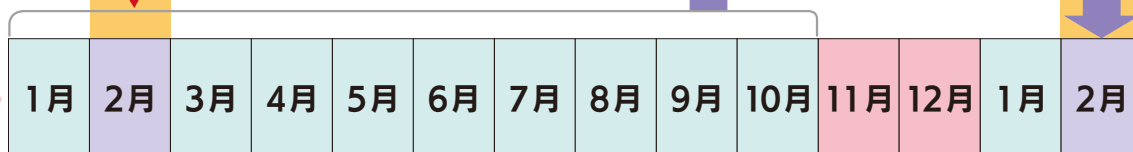


医療費通知・ジェネリック薬品 利用促進通知が**変**わります!

医療費通知は1年に1回、
2月のお届けに変わります!



診療所や
病院などの
医療費

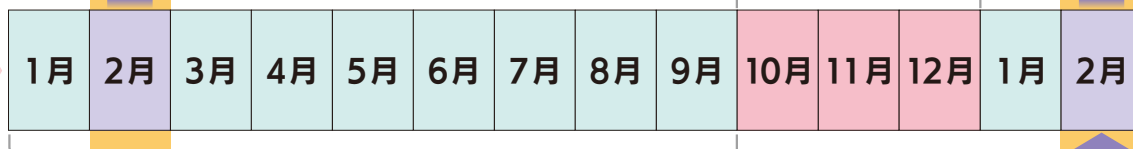


2月に、前年1月～
10月（柔道整復師に
かかった分は9月ま
で）の医療費通知を
送付します。

確定申告の際は、11月～12月（柔道整復師に
かかった分は10月から12月）分の領収書が必要
です。
領収書を大切に保管しておきましょう。

翌年の2月に、前年
1月～10月（柔道整
復師にかかった分は
9月まで）の医療費
通知を送付します。

柔道整復師
の施術を
受けた場合



対象者には、医療費通知とあわせて1年に1回、
「ジェネリック薬品利用促進通知」も同送します!



P23 をご覧
ください!

健診・人間ドックの 負担金や補助金等 が**一部変更**に なります!



屋外で行う ウォーキング大会が 春と秋の**年2回** になります!



秋季婦人生活習慣病
予防健診の受診者負担金
の支払方法も変更
になります。

詳細は、
P13～19を
ご覧ください。

ご家族や友人と、
ぜひご参加
ください!

P20、裏表紙を
ご覧ください。



入院時の食費負担額が引き上げられました

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、平成30年4月からは1食あたり460円になりました。

	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	引き上げ	平成30年4月1日から
一 般	360 円 [※] (食材費＋調理費)		460 円[※] (食材費＋調理費 100 円増)
低所得Ⅱ 住民税非課税	210 円		210 円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160 円		160 円
低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100 円		100 円

※指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。

65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられました

医療療養病床に入院している65歳以上の患者の居住費(光熱水費相当)が段階的に引き上げられることになり、平成29年10月から医療区分Ⅰ(医療の必要性が低い)は1日あたり370円に、医療区分Ⅱ・Ⅲ(医療の必要性が高い)は新たに200円負担することになりました。平成30年4月からは医療区分Ⅱ・Ⅲが370円に引き上げられました。

	平成29年10月から 平成30年3月31日まで	引き上げ	平成30年4月1日から
医療の必要性の低い人(医療区分Ⅰ)	370 円		370 円
医療の必要性の高い人(医療区分Ⅱ、Ⅲ)	200 円 [※]		370 円[※]

※指定難病患者は居住費の負担はありません。

4月からの入院時の食事療養・生活療養標準負担額一覧

(赤字は平成30年4月からの変更額)

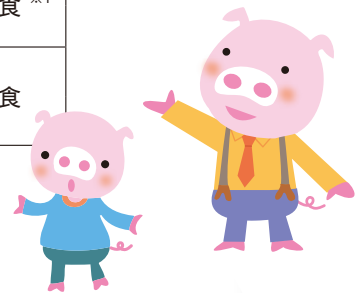
		医療療養病床		一般病床
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一 般	食費 460 円/食		
	低所得	食費 210 円/食 ^{※1}		
65歳以上	一 般	食 費 460 円/食 居住費 370 円/日	食 費 460 円/食^{※2} 居住費 370 円/日	食 費 460 円/食
	低所得Ⅱ 住民税非課税	食 費 210 円/食 居住費 370 円/日	食 費 210 円/食 ^{※1} 居住費 370 円/日	食 費 210 円/食 ^{※1}
	低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	食 費 130 円/食 ^{※3} 居住費 370 円/日 ^{※3}	食 費 100 円/食 居住費 370 円/日^{※3}	食 費 100 円/食

指定難病患者は、食費負担(一般は260円/食)のみで、居住費の負担はありません。

※1 入院日数が90日を超えると1食160円。

※2 管理栄養士または栄養士による適時・適量の食事の提供等が基準を満たさない場合は1食420円。

※3 高齢福祉年金を受給している場合等は1食100円、居住費の負担はありません。



介護納付金の算出に総報酬割が導入されています

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、

報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。30年度は29年8月以降と変わらず、介護納付金の1/2を総報酬割とし、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割となります。報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増えていく見通しです。

総報酬割の比率	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	1/2	3/4	全面

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1 カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70 歳以上の人は 70 歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成 30 年 8 月から下記のとおりに引き上げられます。

〈平成 30 年 7 月診療分まで〉

区 分	自己負担限度額 (世帯ごと)※1	
	外来(個人ごと)	
現役並み	標準報酬月額 28 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 〈44,400 円〉※2
		57,600 円
一般	標準報酬月額 26 万円以下	14,000 円 (年間上限)※3 (14 万 4,000 円)
低所得	II 住民税 非課税	24,600 円
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	15,000 円

〈平成 30 年 8 月診療分から〉

区 分	自己負担限度額 (世帯ごと)※1	
	外来(個人ごと)	
現役並み	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 〈140,100 円〉※2
	標準報酬月額 53 万 ~ 79 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 〈93,000 円〉※2
	標準報酬月額 28 万 ~ 50 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 〈44,400 円〉※2
一般	標準報酬月額 26 万円以下	18,000 円 (年間上限)※3 (14 万 4,000 円)
低所得	II 住民税 非課税	24,600 円
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	15,000 円

※1…世帯とは、被保険者およびその被保険者が扶養する被扶養者。

※2…〈 〉は多数回該当。多数回該当とは、高額療養費が直近 12 カ月の間に 4 回目が発生した場合、自己負担限度額が軽減される制度。

※3…年間 14 万 4,000 円が上限とは、同年 8 月 ~ 翌年 7 月における、外来の自己負担額の合計額の上限。

70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げられます

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。70 歳以上の現役並み所得者については、70 歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられます。

〈平成 30 年 7 月診療分まで〉

区 分	自己負担限度額 (70 歳以上)※4
現役並み	標準報酬月額 28 万円以上
一般	標準報酬月額 26 万円以下
低所得	II 住民税非課税
	I 住民税非課税 (所得が一定以下)

〈平成 30 年 8 月診療分から〉

区 分	自己負担限度額 (70 歳以上)※4
現役並み	標準報酬月額 83 万円以上
現役並み	標準報酬月額 53 万 ~ 79 万円
現役並み	標準報酬月額 28 万 ~ 50 万円
一般	標準報酬月額 26 万円以下
低所得	II 住民税非課税
	I 住民税非課税 (所得が一定以下)

※4 対象世帯に 70 ~ 74 歳と 70 歳未満が混在する場合、まず 70 ~ 74 歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と 70 歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。

※5 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は 19 万円、介護保険分は 31 万円の限度額を適用します。

現役世代並み所得者の介護保険利用者負担割合が引き上げられます

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の 2 割負担者のうちとくに所得の高い層の利用者負担が 3 割に引き上げられます。ただし、月額 44,400 円の負担上限があります。

	負担割合
年金収入等 340 万円以上※6	2 割 → 3 割
年金収入等 280 万円以上※7	2 割
年金収入等 280 万円未満	1 割

※6 「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220 万円以上」かつ「年金収入 + その他合計所得金額 340 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は 463 万円以上）」。

※7 「合計所得金額 160 万円以上」かつ「年金収入 + その他合計所得金額 280 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合 346 万円以上）」。

健康保険のしくみ

私たちが病気になったりケガをしたとき、保険証を持って病院へ行くと、治療費の一部を負担するだけで、診察から治療、投薬などを受けることができます。

また、病気やケガだけでなく、出産や死亡の場合も同様に給付が行われます。

私たちが安心して医療等を受けられるよう、事業主と働いている方々が保険料を出し合い、支えているのが「健康保険」という制度です。

健康保険組合の主な仕事

健康保険組合では、私たちの安心と健康な暮らしのために「**適用・保険給付事業**」と「**保健事業**」という2つの大きな仕事をしています。

適用・保険給付事業

保険証の発行や被扶養者の認定、また病気やケガをしたときの医療費の支払い、出産や死亡などのときに給付金を支給したりします。

(給付はP8～9参照)

保健事業

みなさんの健康づくりをサポートするため、病気の予防のための健診などを行います。

(P12参照)

医療保険制度

日本は国民皆保険制度で、国民は必ずいずれかの医療保険に加入することになっています。どの保険制度に加入するかは、どんなところで働いているかによって決まります。

みなさんが加入している
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
にあてはまります



被扶養者とは

被保険者に扶養されている75歳未満の家族

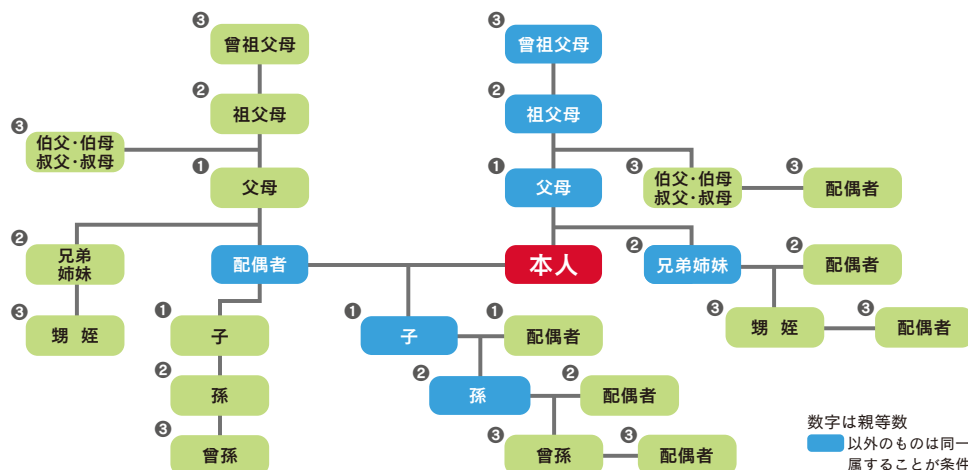
被扶養者の範囲 (主として被保険者により生計を維持されていることが条件です)

被保険者と同居でも別居でもよい人

- 配偶者 (内縁関係を含む)
- 子、孫
- 兄弟姉妹
- 父母など直系尊属

被保険者と同居が条件の人

- 上記以外の三親等内の親族
- 被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子
- 内縁の配偶者が死亡後の父母・連れ子



数字は親等数
■以外のものは同一世帯に属することが条件

* 被扶養者の認定には、夫婦共同扶養などその他の条件もありますので詳しくは健保組合適用課までお問い合わせください。

あんな
とき

こんな
とき

ライフシーンで見る

健康保険

入社

健保組合の 被保険者に



みなさんは東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合の被保険者です。病院で、保険証を提出すると窓口負担が3割となります。残りの7割は健保組合が負担しています。病気やケガの療養のため会社が休み、給料がもらえないときには傷病手当金等、さまざまな給付があります。

また、健康保険料を負担することになります。

P8～9 参照

結婚

被扶養者にも さまざまな給付

結婚して家族となったパートナーは、認定基準を満たせば**被扶養者**となります。保険料負担がゼロで被保険者と同じ3割の自己負担で医療が受けられます。

P8～9 参照



出産

一時金・手当金 を支給



出産したときは、出産育児一時金（家族出産育児一時金）が支給されます。被保険者が妊娠、出産のために会社を休み給料がもらえないときには出産手当金が支給されます。

P8 参照

誕生した子どもは届け出ると被扶養者となります。義務教育就学前の医療費自己負担は2割、就学後は3割になります。

被扶養者は、保険料を負担せずに健康保険の給付が受けられます。

P10 参照

40歳になると

特定健康診査 を受診



40歳以上の人に義務づけられている特定健康診査を受けることになります。検査結果によっては特定保健指導を受ける場合があります。

P13 参照

40歳になると、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料を支払うことになります。健保組合は国に代わって介護保険料を徴収しています。

P10 参照

退職

退職後の 医療保険を選択

退職後はそのまま健保組合に残る（任意継続被保険者制度。最長2年間）か、他の組合や医療保険の被保険者または被扶養者になります。

P11 参照



75歳になると

後期高齢者 医療制度へ



75歳の誕生日を迎えると健保組合を脱退して後期高齢者医療制度に入ります。

P11 参照

死亡

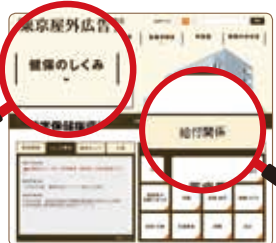
遺族に 給付金を支給

被保険者・被扶養者が亡くなったとき、遺族に埋葬料（費）（家族埋葬料）が給付されます。

P8 参照



詳細はホームページを
ご覧ください！



「健保のしくみ」
「健保の給付」
「給付関係」等を
クリック！

こんなときは保険証を

速やかに返却 してください！

被扶養者が認定基準をはずれたときや、被保険者が退職されたときは、勤務先の事務担当者を経由して保険証を速やかに健保組合に返却してください。（高齢受給者証、限度額適用認定証等が発行されている場合も返却してください）

なお、退職後に当組合の保険証で医療機関を受診されますと、無資格受診となり、医療費の全額を負担していただくことになりますのでご注意ください。

*保険証の文字が消失！？

このような保険証は使用できませんので、至急会社へ再交付手続きを依頼し、返却してください。

保険証は、勝手に処分せず、必ずご返却をお願いいたします。



親の被扶養者になっていた方が
就職等で扶養からはずれたら
届出を忘れずに

申請書は
ホームページ
から出せるよ

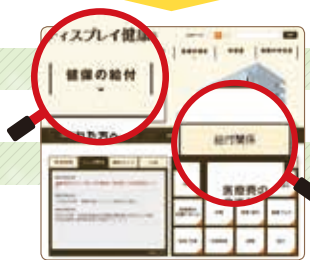


法定給付



法律で定められている給付です。

詳細はホームページをご覧ください！



「健保の給付」
「給付関係」を
クリック！

療養の給付（家族療養費）

業務外の事由による病気やケガのため、保険医療機関等で診療を受けたとき。

療養費（第二家族療養費）

- 療養の給付を受けることが困難であると認められたとき。
- 保険医療機関以外の医療機関で治療を受け、これがやむを得ないと認められたとき。

訪問看護療養費（家族訪問看護療養費）

医師の指示を受け、在宅の患者に対して訪問看護ステーション等から派遣された看護師等が療養上の世話や必要な診療の補助を行ったとき。

入院時食事療養費

1食 460円（低所得者は負担軽減措置あり）を超えた額。 P4～5をご参照ください。

入院時生活療養費

65歳以上の高齢者が療養病床に入院したとき、食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日370円を超えた額（低所得者には負担軽減措置あり）。 P4～5をご参照ください。

移送費（家族移送費）

次のいずれにも該当すると
保険者が認めたとき

- 移送することにより、保険診療として適切な療養を受けることができること。
- 療養の原因である病気、ケガにより移動が困難であること。
- 緊急その他やむを得ないこと。

高額療養費【70歳未満】

70～74歳についてはP5をご参照ください。

所得区分	1カ月の自己負担限度額
ア 標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% （多数該当：140,100円）
イ 標準報酬月額53～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% （多数該当：93,000円）
ウ 標準報酬月額28～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （多数該当：44,400円）
エ 標準報酬月額26万円以下	57,600円 （多数該当：44,400円）
オ 低所得者 （住民税非課税者）	35,400円 （多数該当：24,600円）

※多数該当とは、同一世帯で直近12カ月の間に3回以上高額療養費に該当する月があった場合、4回目から適用される自己負担限度額のことをいいます。

※低所得者につきましては、〔非課税証明〕を添付のうえ申請書にて申請してください。

合算高額療養費

同一世帯内で、自己負担額が21,000円（住民税非課税者も含む）以上のものが2件以上ある場合には、同一世帯内で合算した金額が、左記の“1カ月の自己負担限度額”を超えた分が支給されます。

★特定疾病

厚生労働大臣が定めた疾病（血友病・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群・人工透析を要する慢性腎不全）については10,000円（人工透析を要する慢性腎不全の場合、70歳未満で標準報酬月額53万円以上の方は20,000円）を超えたとき、その差額を支給。

傷病手当金

病気やケガの療養のため欠勤し給料等を受けていないとき（3日間連続して休んだとき4日目から支給されます）。
障害厚生年金および障害手当金（継続給付の方は老齢厚生年金）を受給中の方は、その差額が支給されます。

出産手当金

出産日以前42日間（多胎妊娠の場合は98日間）、出産日後56日までの範囲内で仕事を休み給料を受けていないとき。
※出産日当日は出産日以前42日間に含まれます。

出産育児一時金（家族出産育児一時金）

被保険者および被扶養者である家族が、妊娠4カ月（妊娠85日）以上で出産したとき（死産、流産を含む）1児につき42万円支給。※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は1児につき40.4万円を支給。

埋葬料（家族埋葬料）

被保険者の死亡当時、被保険者と生計維持関係があったとき 一律5万円支給。
家族埋葬料は、被扶養者が死亡したとき 一律5万円支給。

埋葬費

被保険者の死亡当時、埋葬料の支給対象者がなく、実際に埋葬を行った者の申請に対して、5万円を限度に実費分支給。

病気・ケガをしたとき

出産したとき

死亡したとき

付加給付



当健保組合が独自に決めているもので、
法定給付にプラスして支給されます。

病気・ケガ
をしたとき



一部負担還元金・家族療養費付加金

右記の法定給付にある「高額療養費」の「1カ月の自己負担限度額」から50,000円を控除した額が支給されます。

合算高額療養費付加金

右記の法定給付にある「合算高額療養費」と同様の方法で、同一世帯内で合算した金額から、診療件数毎に50,000円を控除した額が支給されます。（合算高額療養費支給対象者のみ支給します）

※一部負担還元金および家族療養費付加金は、高額療養費の支給条件のもと計算し、法定給付の支給額に満たない場合、付加給付のみ支給となります。（ただし、合算高額療養費付加金を含め、100円未満の端数は切り捨て、1,000円未満は不支給となります）



高額療養費および付加給付の自動払いに該当されない方について

当健保組合では、病院で高額の自己負担が発生した場合の給付（高額療養費・一部負担還元金等）について、病院からの請求に基づき、健康保険法・組合格約に定めたとおり計算し、自動的に支払うという方式を採用しています。院外処方、処方せんを交付した医療機関に含めて計算をします。これは請求漏れに配慮した独自のサービスです。

◆下記に該当される方は申請が必要となります。

①退職された（資格を喪失された）方、②定年嘱託再雇用となった方、③関連事業所等に異動（当組合の被保険者であること）された方、④任意継続に加入された方、⑤中学生以下の被扶養者の方（他の医療費助成との調整を図るため）、⑥ケガ等、外傷性による治療をされた方 等

※申請払いの場合は、自動払いの分と振込日がずれることがあります。

健康保険限度額適用認定証について

「健康保険限度額適用認定証」とは、あらかじめ健保組合へ申請・交付を受け、医療機関へ提示することで、右ページにある高額療養費分を医療機関が立て替え、医療機関は直接健保組合へ請求することで、本人の窓口負担分を（法定自己負担限度額まで）軽減することができます。

自己負担限度額の計算方法は、右ページ「高額療養費」の表をご参照ください

交付対象者

70歳未満の被保険者・被扶養者で、入院中および入院予定のある方、または高額な外来負担が見込まれる方が対象となります。

申請方法

限度額適用認定申請書に記入・捺印のうえ、郵送または当健保組合窓口でご申請ください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

※70歳以上の方の申請については、当健保組合までお問い合わせください。



各種申請時にかかる添付資料について

下記に該当する方は、現行の添付資料の他、下記の添付資料が必要となりました。申請書に添付のうえご申請ください。

治療用装具を購入された場合

●自身が購入した装具の写真（弾性着衣および小児用眼鏡は除く）

下記について、現在も申請書に添付をしておりましたが、当健保組合ホームページよりダウンロードできるようになりましたので、該当する方は、添付のうえご申請ください。

健康保険加入記録および給付記録の照会について

- 傷病手当金の申請期間が、当健保組合に加入して2年未満の方（新卒者除く）または、当健保組合加入前より継続して治療をされている方（過去に加入していた健保組合へ、同一傷病での給付記録有無を確認）
 - 療養費（治療用装具）を申請の際、購入された治療用装具の耐用年数以内に当健保組合に加入された方（過去に加入していた健保組合への給付記録有無の確認のため）
- ※耐用年数は、ホームページをご覧ください。

労災・通災不該当理由書

- 労働災害・通勤災害が疑われる場合、管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。お問い合わせの結果、不該当であった場合、不該当の理由を記載のうえ申請書（現金給付第三者行為等）に添付してください。

健保組合へのお問い合わせに係るお願い ● 各種の電話照会の際には、ご自分の被保険者証の記号・番号を申し出てください。

保険料は **被保険者である本人** と **事業主** が負担しています



家族が2人でも5人でも健康保険料は**被保険者の1人分**です

たとえば、あなたの月額報酬が **32万円** だとしたら

標準報酬月額 は **23 等級、32 万円**

$$320,000 \times \frac{49.0}{1000} = \mathbf{15,680 \text{ 円}}$$

(1 カ月の保険料)

* 40～64 歳の方は、別途介護保険料が徴収されます。

毎月、給料から差し引かれる保険料は、それぞれの収入の額に応じ
て決められた「標準報酬月額」に当健康保険組合が設定した保険料率
(98.0/1000) をかけて計算しています。

また、賞与から差し引かれる保険料は、標準賞与額(賞与の1,000
円未満の端数を切り捨てた額、年度累計573万円が上限)に毎月の保
険料と同じ率(98.0/1000)をかけて算出します。この保険料は
事業主と被保険者で左図のように折半して負担しています。

* 40～64 歳の方は、別途介護保険料が徴収されます。

もしものとき、医療費の負担を軽減するために出し合う、助け合いの
財源が保険料。保険料がほかの被保険者、家族を助け、また、あなたを
助けてくれることにもなるのです。

「標準報酬月額」を決める時期

「標準報酬」は、被保険者の収入によって 50
等級に分かれており、毎月の保険料は「標準報酬
月額」に保険料率をかけた額です。「標準報酬月額」
は下記のときに決定されます。

入社したとき = **資格取得時決定**

初任給などをもとに決定します。

毎年7月1日現在で = **定時決定**

毎年4月、5月、6月の報酬をもとに、原則として
全被保険者の標準報酬月額が7月1日現在で見直さ
れ、原則として9月1日から翌年8月31日までその標
準報酬月額が適用されます。

給与が大幅に変わったとき = **随時改定**

給与等が大幅に変動した月以降の3カ月間の報酬
をもとに、4カ月目から改定します。

産前産後休業を終了したとき

= **産休終了時改定**

育児休業等を終了したとき

= **育休等終了時改定**

産前産後休業または育児休業等を終了して復職した
3歳未満の子を養育している人が、短時間勤務等
によって給料が下がった場合は、被保険者の申し
出によって、標準報酬月額を見直します。

保険料の主な種類

1 一般保険料

健康保険を運営する財源となる保険料です。

2 基本保険料 と **3 特定保険料** に分けられ
ます。

2 基本保険料

医療の給付、保健事業などにあてる保険料です。

3 特定保険料

後期高齢者支援金や前期高齢者納付金などにあてる
保険料です。

4 調整保険料

医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の助成事業(財
政調整)を行っており、この財源にあてるため、各組
合は調整保険料を健康保険組合連合会へ拠出してい
ます。この保険料は、当健保組合が設定した保険料
率 98.0/1000 に含まれています。(調整保険料率 1.3
/1000)

5 介護保険料

介護保険は全国の市区町村が運営する制度ですが、
医療保険に加入する 40 歳以上 64 歳までの介護保
険第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が徴収
する義務を負っています。介護保険料は、介護納付金
として毎年健保組合に割り当てられる額を納められ
るよう設定します。納付された介護保険料は、健保組
合の収入とはならず、市区町村が運営主体となる
介護保険制度へ移されます。

退職後と高齢者の医療保険

退職後、再就職する場合は再就職先が加入している医療保険に加入しますが、再就職しない場合は、
 ①国民健康保険に加入するか、②配偶者や子どもの被扶養者になるか、あるいは③任意継続被保険者として当健康保険組合に加入を続けることもできます。
 ただし、75歳以上の場合は、すべて後期高齢者医療制度に加入します。

任意継続被保険者

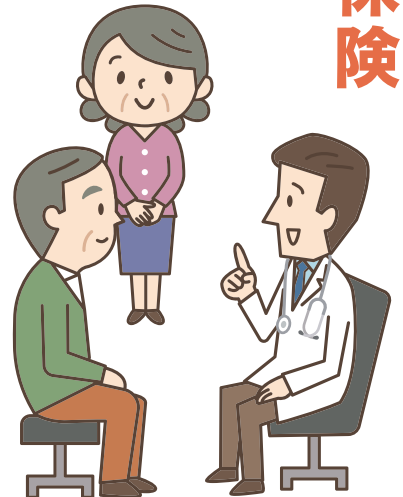
次の要件を満たしていれば、退職後も2年間は任意継続被保険者として当健保組合の被保険者資格を継続することができます。

- ① 資格喪失日（退職日の翌日）の前日までに継続して2カ月以上被保険者であること
- ② 資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者となる手続きをすること

一般被保険者と同様の給付を受けることができます。**ただし、傷病手当金、出産手当金は受給できません。**しかし、退職時に傷病手当金、出産手当金の継続給付の受給要件※を満たしている場合は、資格喪失後の給付として受給することができます。

※退職前に継続して1年以上被保険者期間があり、かつ退職日に傷病手当金（出産手当金）を受給可能な人。

高齢者の医療



70歳以上になると…

- 70歳以上の高齢者は、医療費にかかる自己負担割合が、現役並み所得者は3割、一般および低所得者は1〜2割となります。
- 被保険者および被扶養者が70歳になると、当健保組合から「健康保険高齢受給者証」をお送りいたします。医療機関にかかるときは、保険証と一緒に提示が必要になります。

詳細につきましては、P4〜5平成30年度の制度改正のお知らせをご参照ください。

70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費

月額の自己負担限度額とは別に、一般所得区分および低所得区分については、前年8月1日〜7月31日の1年間のうち、一般所得区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が払い戻されます。

後期高齢者医療制度とは…

● 75歳以上および一定の障害がある65歳以上の高齢者は、後期高齢者医療制度という独立した医療保険制度に加入します。医療費の自己負担は1割、現役並み所得者は3割です。法定給付内容はそれ以前と変わりません。

ここに支出するのが「後期高齢者支援金」

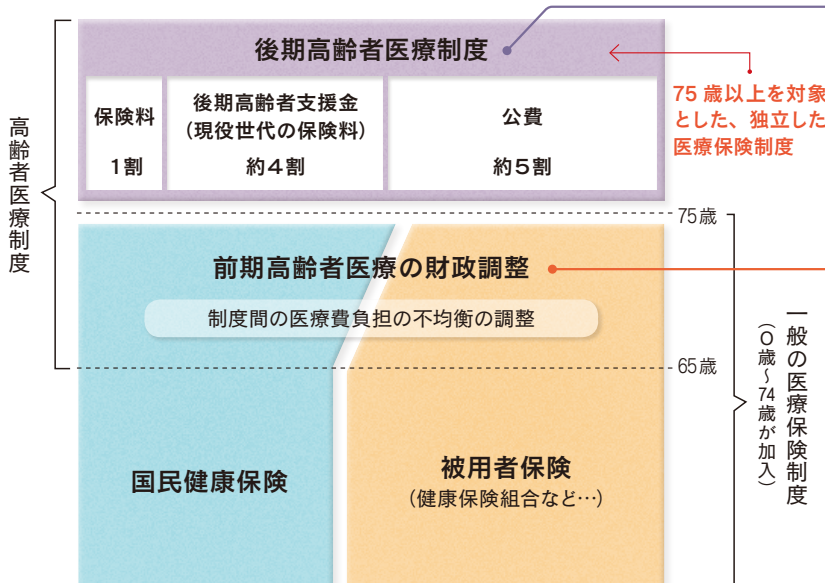
支払う先は国

ここに支出するのが「前期高齢者納付金」

支払う先は国

全保険者の前期高齢者（65〜74歳）の平均加入率より前期高齢者加入率の低い健保組合等は、より多く負担する仕組みになっています。

現役世代が支える高齢者医療制度



第2期データヘルス計画

データヘルス計画は、健診・レセプト情報等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画です。

第1期データヘルス計画は2015～2017年度に実施し、第2期データヘルス計画は2018～2023年度で行います。第1期の結果に基づき、①課題に応じた目標設定と評価結果の見える化、②情報共有型から課題解決型のコラボヘルスへの転換、③データヘルス事業の横展開を行うように、以下の事業を計画しました。

保健事業のPDCAサイクルってなに？

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るためには、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（評価）→ Act（改善）の段階を繰り返すPDCAサイクルに沿って、事業を見直し、改善しながら事業運営を行っています。

第1期データヘルス計画 (2015～2017年度)

医療費・健診データを活用して、3カ年でPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を計画・実施しました。

コラボヘルスってなに？

事業主との協働（コラボヘルス）は、データヘルス計画の特徴のひとつに掲げられています。事業主と健保組合がそれぞれの立場・役割で協働（コラボヘルス）を推進していくことは、加入者の健康、ひいては組織の健康を向上させることにつながります。

第2期データヘルス計画 (2018～2023年度)

第1期の結果に基づき、課題に応じた目標設定と評価結果の見える化や情報共有型から課題解決型のコラボヘルスへの転換など健康課題と保健事業を紐付け、目標達成につながる評価指標を設定します。

第3期特定健診・特定保健指導

今年度から、健保組合に対する“ペナルティー”と“インセンティブ”が強化されます。特定健診・特定保健指導の受診率・実施率のほか、重症化予防やジェネリック、健康づくりなどの事業も対象となり、みなさまのご協力がより一層、重要になります。

1 加算 ペナルティー ～段階的に加算率が引き上げられ、最大10%にも～

特定健診と特定保健指導のそれぞれの実施率に基準が設けられ、クリアしなければ加算率で計算された額が後期高齢者支援金にプラスされて健保組合の負担が一層重くなることに。

2 減算 インセンティブ ～特定健診・特定保健指導以外にも重点項目のクリアが必要に～

後期高齢者支援金の減算には、特定健診・特定保健指導の実施率の高いことが最も大きな条件となりますが、そのほかにジェネリックの使用促進など「重点項目」とされたもの1つ以上の実施が必要となります。また、すべての項目に配点があり、その合計点によって減算率が変わります。

◎当健保組合の「第3期特定健康診査等実施計画の目標実施率」（加入者全体）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査実施率	70.0%	73.0%	76.0%	79.0%	82.0%	85.0%
特定保健指導実施率	15.0%	18.0%	20.0%	23.0%	26.0%	30.0%

平成28年度特定健康診査、特定保健指導の実施率はそれぞれ、68.1%、13.6%でした。実施率の目標を達成するために健診および保健指導は、被保険者、被扶養者一人ひとりが、毎年、受診するようにご協力をお願いします。

当健保組合 からお願い

特定健康診査・特定保健指導は、被保険者に比べると、被扶養者の受診率が低い状態が続いています。30年度からは、被扶養者が受診できる健診コースや医療機関が増えましたので、ぜひ受診してください。



第2期データヘルス計画＋
第3期特定健診・特定保健指導がスタート





疾病予防事業のご案内

■健保組合がみなさまの健康をサポートします

健康生活には病気の早期発見・早期治療が鍵となります。積極的に健診をお受けください。

生活習慣病予防健診をお勧めします。自己負担が2,000円または3,000円で受診できるよう、健保組合はみなさまに健康チェックの機会をご提供しております。ぜひ、ご利用ください。

なお、女性の被保険者および女性の被扶養者は、東振協婦人生活習慣病予防健診をご利用ください。

ただし、1人年度間（4月～翌3月）で1回のみ健保組合から補助が受けられますが、2回目以降は全額自己負担となります（事業所間での異動や任意継続被保険者になられた場合も補助は年度内1回に限りです）。

★「実施要項・申込書」は当健保組合ホームページをご覧ください。

健診の種類	実施機関	受診者負担金		実施時期 (4/1～3/31 の1年間)
		被保険者・被扶養者		
生活習慣病予防健診 ・婦人科健診 (事業所巡回・健保会館) P14★①	(医) 同友会 (巡回・健保会館)	2,000 円 (A2 コース) 3,000 円 (B コース)		4月～2月
	(医) 進興会 (巡回)			
生活習慣病予防健診 ・婦人科健診 (院内)	〈一社〉東振協契約医療機関 ※1	2,000 円 (A2 コース) 3,000 円 (B コース)		年間
	直接契約医療機関 ※2	3,000 円		
人間ドック (年度年齢 35 歳以上)	〈一社〉東振協契約医療機関 ※1	12,000 円～※3		年間
	直接契約医療機関 ※2	12,000 円～※3		
〈一社〉東振協婦人 生活習慣病予防健診 P15★③	全国指定の会場 ホームページにてご確認ください	3,000 円 (女性限定)		秋季
申込方法等実施要領は健保組合のホームページをご覧ください				
各種健診補助金 P14★②	契約外医療機関 (任意)	被保険者	被扶養者	年間
		東京都外にお勤めの方で契約医療機関で受診できない方を対象としています。	契約医療機関で受診ができない方を対象としています。	

生活習慣病予防健診に婦人科検査（子宮＋乳房）を追加しても同額となります。

※1 健保組合ホームページよりご確認ください。http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/

※2 直接契約医療機関の詳細は P18 以降をご覧ください。

※3 オプション検査追加等により負担金が変わります。

当健保組合の40～74歳のみなさんは、
全員、特定健診を受けてください



被扶養者の方も積極的に受けてください

健康保険組合が行う上記健診事業には、特定健診が含まれています。メタボリスクが高いと判定された方は、特定保健指導の案内がありますので、専門家と一緒に、生活習慣の改善に取り組みましょう。

特定保健指導	無料	年間	〈一社〉東振協契約医療機関	面接・メール
健保連東京連合会 保健師による個別保健指導	特定保健指導に該当しない39歳以下のメタボ予備群の方を対象に、保健指導を実施しています。該当された方にはご案内を送付しますので、積極的に受けてください。			
インフルエンザ 予防接種補助金	2,000 円を限度に補助	10月～1月	〈一社〉東振協契約医療機関	健保会館 会場接種
			任意の医療機関	巡回接種 補助金

詳細はホームページをご覧ください！



「健診・人間ドック」をクリック！

- 対象者／受診当日、資格を有する被保険者および被扶養者 →受診コース／A2コース（簡易健診） Bコース（従来からある健診）
 →実施場所／・事業所巡回 ・健保会館（大塚） →実施期間／平成30年4月～31年2月（健保会館は5月～2月）
 →受診者負担金／A2コース1名2,000円 Bコース1名3,000円（婦人科検査を追加しても同額です）
 →項目／①診察 ②身体計測（肥満度） ③腹囲 ④血圧 ⑤尿検査（蛋白・糖） ⑥視力 ⑦聴力 ⑧胸部レントゲン間接撮影
 ⑨心電図 ⑩胃部レントゲン間接撮影 ⑪眼底 ⑫肝機能 ⑬腎機能 ⑭糖代謝 ⑮尿酸 ⑯脂質代謝
 ⑰便潜血反応（2回法） ⑱血球検査
 ※生活習慣病予防健診と同日の実施で、希望の女性のみ子宮細胞診（自己採取法）、乳房超音波検査の追加が可能です。
 ただし、子宮細胞診のみ、乳房超音波のみの受診はできません。
 ※A2コースは尿酸検査や胃部レントゲン撮影等の実施はありません。詳しくは当組合ホームページの「健診・人間ドック」の検査項目表をご確認ください。
 →担当医療機関／（医）同友会 ☎03-3816-2250 （医）進興会 ☎03-5408-8181
 →事業所巡回（要件）／①受診希望者40名以上で、そのうちBコース（胃部レントゲン撮影）の受診者が20名以上いること
 ②会議室等の健診スペースおよび駐車場（道路の幅員・交通整理担当要員等の条件有）
 ☆婦人科検査追加条件 ①乳房超音波の希望者が20名以上 ②健診車と超音波機器を搭載した車両を駐車可
 ☆路上駐車が必要な場合 実施日が決定次第、所轄の警察署で必ず路上駐車の手続きを受けてください。
 →健保会館（大塚）／健保会館での受診を希望する方および巡回で受診もれになった方

種 別		補助金限度額	自己負担額
		被保険者・被扶養者	被保険者・被扶養者
生活習慣病予防健診（簡易コース）		6,000 円	2,000 円
生活習慣病予防健診		12,000 円	3,000 円
生活習慣病（簡易コース）+婦人科（婦人健診）		10,000 円	2,000 円
生活習慣病+婦人科（婦人健診）		16,000 円	3,000 円
日帰り人間ドック 年度年齢 35 歳以上		30,000 円	12,000 円
オプション検査	前立腺（PSA）検査 年度年齢 50 歳以上	1,000 円	※
	婦人科 子宮細胞診検査	2,000 円	※
	乳房検査	2,000 円	※

・【健診料+消費税-自己負担額】が補助金限度額を超えた場合は、超えた分を自己負担額に加えて受診者負担となります。
 ・簡易コースの項目については、下記生活習慣病予防健診の項目をご覧ください。・平成30年度より人間ドックは「日帰り」のみの補助となりました。
 ※オプション検査料金に対して限度額範囲内で補助いたします。限度額を超えた場合は自己負担となります。

検査項目

40歳以上（年度年齢）の方は、下記の特定健診項目を含めた健診を受診してください。

特定健診項目 ①身体診察 ②身長 ③体重 ④BMI指数 ⑤腹囲 ⑥血圧 ⑦中性脂肪 ⑧HDL コレステロール
 ⑨LDL コレステロール ⑩GOT ⑪GPT ⑫γ-GTP ⑬空腹時血糖またはHbA1c ⑭尿糖 ⑮尿蛋白

1. 生活習慣病予防健診

上記の「特定健診項目」に次の項目等を加えた健診

視力、聴力、尿潜血、胸部X線、心電図（12誘導）、生化学検査（ALP・クレアチニン・eGFR・尿酸・総コレステロール）、血球検査、胃部X線（バリウム）、便潜血、眼底

※上記「生活習慣病予防健診」の項目で胃部X線の実施がない場合は「生活習慣病予防健診（簡易コース）」として取り扱いいます。

2. 婦人健診

「生活習慣病予防健診」に次の婦人科を加えた健診

※婦人科とは、子宮細胞診（医師または自己採取法）、乳房検査（超音波またはマンモグラフィー、医師による視診、触診）とします。

3. 人間ドック

「生活習慣病予防健診（婦人健診）」の検査項目に次の項目等を加えた健診

検尿（比重・沈渣）、生化学検査（総蛋白・アルブミン・A/G比・総ビリルビン・HBs抗原・血清鉄）、血清検査（CRP定量）、肺機能検査、腹部超音波

※上記「人間ドック」の項目で腹部超音波および生化学検査2項目以上の実施がない場合は「生活習慣病予防健診」として取り扱いいます。

※単科健診のみのご受診の場合は補助対象外となります。例：婦人科のみ、胃部のみ、大腸のみなど

※補助の対象とならないオプション検査があります。例：腫瘍マーカー（年度年齢50歳以上・男性のPSA以外）、動脈硬化、骨粗しょう症、脳MRI、CTなど

※医療機関によりコース名・検査項目名などが異なる場合があります。ご不明な点は受診前に健保組合保健事業課までお問い合わせください。

手続き方法

受診した医療機関に健診料金を支払う→健保へ①各補助金請求書 ②健康質問票（40～74歳） ③領収証（原本） ④結果表（全ての写し）を提出する→後日健保から補助金振込み ※①②は当組合ホームページから、③④は受診医療機関から入手してください。

※平成30年3月31日までに受診され、各種補助金を請求される場合は平成30年6月29日（金）までにご提出ください。

女性の被保険者・被扶養者のみなさまを対象に各地区へ健診車を配置して巡回による健康診断を実施いたします。秋季の1回のみの実施です。この機会にぜひご利用ください。

※主催 東振協（一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会）

1 対象者

下記①②③の条件を満たしている方

①女性被保険者および女性被扶養者

※学校等で健診を受診済みまたは受診予定の方は除く

②受診日当日、当組合の被保険者・被扶養者資格を有する方

③平成30年度内(当年4月1日～翌年3月31日)に他の健診・

人間ドックを未受診または受診する予定のない方

★資格のない方が受診された場合は、後日、費用を全額ご負担いただきます。

2 受診者負担金

1人3,000円

(費用は1人21,675円かかりますが、差額は健保組合が負担します)

3 検査項目

内科診察、身体計測、血圧測定、胸部X線撮影、尿検査、視力測定、聴力(被保険者のみ)、便潜血、胃部X線撮影(35歳以上の方のみ)、心電図、肝臓・腎臓機能検査、糖尿病検査、血球検査、乳房診(エコーによる検診法)、子宮検査(希望者のみ)

4 健診期間

平成30年10月～12月(予定)

5 申込方法

「婦人生活習慣病予防健診申込書」をご記入いただき、当健康保険組合にFAXまたは郵送してください。(お申込み時には負担金の入金不要です)

※受診者負担金のお支払については、「申込時に健康保険組合に支払う方法」から「医療機関に直接支払う方法」へ変更となりました。医療機関への支払方法は「受診日当日の窓口精算」または「受診後の振込精算」があり、受診会場ごとに異なります。「健診会場一覧表」(当組合ホームページの「新着情報」に掲載)をご確認ください。

「当日の窓口精算」の会場を選択した場合、施設や会場内で、現金での精算となります。「受診後の振込精算」の会場を選択した場合の取扱金融機関は「ゆうちょ銀行」のみです。振込手数料は受診者負担となります。また、領収書は振込時の控えが領収書となり、別途発行はできません。

※会社一括申込書については当組合ホームページの「新着情報」から印刷してください。受診者名簿も添付してください。会社一括申込の場合も受診者負担金のお支払は「受診者単位」となります。ご了承ください。

※「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

6 健診場所(会場)

東振協指定医療機関が、各都道府県(予定)に設置した公的施設などに巡回健診車を配置して実施します。

健診会場一覧表(会場名・コード)は、当健保組合ホームページ「新着情報」をご確認ください。

★受診者負担金の支払い方法(窓口・振込)を必ずご確認ください。

★平成30年度の会場名・コードは昨年と違いますのでご注意ください。

7 申込み締切日

平成30年6月29日(金) 必着

期日後の申込みは受付できませんのでご了承ください。

8 受診日のご案内

申込の際はまだ受診日が決まっていません。受診日の案内(会場付近の地図)、健診キット等必要な書類は9月中旬以降、準備ができ次第、実施医療機関から受診者のご自宅に送付されます。なお、電話等での健診会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

9 健診結果報告

受診日より4週間以内に「健診結果報告書」を実施医療機関から受診者あてに送付いたします。

10 お問い合わせ先

【申込方法等について】

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 保健事業課

☎ 03-3576-3511

【健診日等の案内・健診キット等が届かない、会場・日程の変更、キャンセル等について】

東振協（一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会）

☎ 03-3626-7504

11 個人情報の取扱いについて

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合(以下「当組合」という)の各種健康診断の利用につきましては、下記事項に同意のうえ、ご利用ください。

なお、申込書および請求書の氏名欄へのご記入は、この「各種健康診断の利用における個人情報の取扱いについて」に同意いただいた署名も兼ねております。

【事業者の名称】

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

【個人情報管理責任者】

事務長

【個人情報の利用目的】

記入いただいた個人情報は各種健康診断の利用情報および実績管理のために利用いたします。

【個人情報の第三者提供について】

記入いただいた個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、法令による場合や生命、健康、および財産等に重大な危険を及ぼす場合を除きます。

【個人情報の取扱いの委託について】

記入いただいた個人情報の一部を機密保持に関する契約を締結した業者に委託することがあります。

【個人情報の開示等およびお問い合わせ窓口について】

本人からの求めにより、当組合が保有する個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止(「開示等」という)に応じます。

【個人情報を記入するにあたっての注意事項】

申込書および請求書に個人情報を記入するのは、あくまでもご自身の判断によりますが、記入されない場合は申し込み受付またはその他のサービスの提供が受けられませんのでご了承ください。

【個人情報の安全管理措置について】

記入いただいた個人情報については、漏洩、滅失または棄損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

【個人情報保護に関する基本方針】

当組合ホームページの個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)をご覧ください。

婦人生活習慣病予防健診申込書（個人申込用）

組 合 名	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合				コ ー ド	13-679	
健康保険証	記 号				番 号		
被 保 険 者 情 報	勤 務 事 業 所 名						
	氏 名						
受 診 希 望 者 情 報	フリガナ						続 柄
	氏 名						☐ C1本人 ☐ C3家族
	生 年 月 日	☐ 昭 和 ☐ 平 成			年	月	日 生
	住 所	〒					
	電 話 番 号 (日中の連絡先)	自宅	- -		携帯	- -	
	希 望 健 診 会 場	会 場 コード			会場名		
	希 望 子 宮 検 査	☐ 1 自己採取法		☐ 2 医師採取法		☐ 3 希望しない	
※P15の「個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、同意欄にチェック(✓)を入れてください。							同意欄 ☐

※希望子宮検査欄の「1.自己採取法」は、「健診会場一覧表」に○印がついている会場の実施となります。また、「2.医師採取法」は近隣の婦人科医院か会場(検診車)で行なうため、健康診断と同日に受診できない場合がございますのでご了承ください。なお、無選択の場合は「3.希望しない」とさせていただきますのでご承知おきください。

《申込方法》

本申込書をご記入の上、健康保険組合へ**郵送またはFAX**でお申込みください。

《送付先》

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

郵送： 〒170-0004 東京都豊島区北大塚1-21-15

FAX： 03-3576-1627 (ウラ・オモテをご確認のうえ、送信してください)

ご提出はFAXまたは郵送の
どちらか一方のみ

《平成30年度からの変更点》

受診者負担金の支払方法が「組合へ申込時に支払」から、「**医療機関へ窓口精算または振込精算**」で支払に変更となりました。

※医療機関への支払方法は「受診日当日の窓口精算」または「受診後の振込精算」があり、受診会場ごとに異なります。「健診会場一覧表」をご確認ください。

※「当日の窓口精算」の会場を選択した場合、施設や会場内で、現金での精算となります。

※「受診後の振込精算」の会場を選択した場合の取扱金融機関は「ゆうちょ銀行」のみです。振込手数料は受診者負担となります。また、領収書は振込時の控えが領収書となり、別途発行はできません。

個人申込用 記入例

婦人生活習慣病予防健診申込書（個人申込用）

組合名	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合		コード	13-679
健康保険証	記号	227	番号	350
被保険者情報	勤務先	株式会社 〇〇〇〇		
	氏名	健康太郎		
受診希望者情報	フリガナ	健康 花子		続柄
	氏名	健康 花子		☐ C1本人 ☒ C3家族
	生年月日	☒ 昭和 ☐ 平成 50 年 9 月 7 日生		
	住所	〒3320035 埼玉県川口市西青木〇-〇-〇		
	電話番号 (日中の連絡先)	自宅	048 - 258 - 〇〇〇〇	携帯
希望健診会場	会場コード	100	会場名	〇〇〇〇〇〇会館
希望子宮検査	☐ 1 自己採取法 ☒ 2 医師採取法 ☐ 3 希望しない			
※下記「個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、同意欄にチェック(✓)を入れてください。				

※希望子宮検査の「1.自己採取法」は、「健診会場一覧表」に○印がついている会場のみの実施となります。また、「2.医師採取法」は近隣の婦人科医院か会場(検診車)で行なうため、健康診断と同日に受診できない場合がございますのでご了承ください。なお、無選択の場合は「3.希望しない」とさせていただきますのでご了承ください。

＜申込方法＞

本申込書をご記入の上、健康保険組合へ郵送またはFAXでお申込みください。

＜送付先＞

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

郵送：〒170-0004 東京都豊島区北塚1-21-15

FAX：03-3576-1627 (ウラオモデをご確認のうえ、送信してください) } ご提出はFAXまたは郵送のどちらか一方のみ

＜平成30年度からの変更点＞

受診者負担金の支払い方法が「組合へ申込時に支払」から、「医療機関へ窓口精算または振込精算で支払」に変更となりました。

※医療機関への支払方法は「受診当日の窓口精算」または「受診後の振込精算」があり、受診会場ごとに異なります。「健診会場一覧表」をご確認ください。

※「当日の窓口精算」の会場を選択した場合、施設や会場内で、現金での精算となります。

※「受診後の振込精算」の会場を選択した場合の取扱金融機関は「ゆうちょ銀行」のみです。振込手数料は受診者負担となります。また、領収書は振込時の控えが領収書となり、別途発行はできません。

P.15の「東振協 秋季婦人生活習慣病予防健診のお知らせ」をお読みの上、お申込みください。

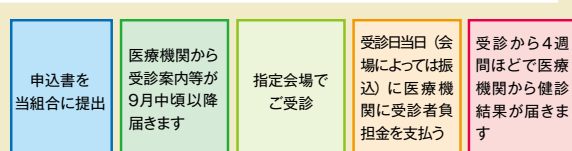
記入方法

- ご自身の「被保険者証の記号・番号」をご記入ください。
- 被保険者が勤務する事業所名と被保険者氏名をご記入ください。
- 受診される方の氏名、続柄、生年月日、住所、電話番号をご記入ください。
*ご記入の住所に健診のご案内、キットが届きます。
*記載内容等についてお問い合わせをすることがございます。日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
- 「健診会場一覧表」をご確認の上、ご記入ください(当組合ホームページの「新着情報」に掲載)。
- P.15の個人情報についてをご確認のうえ、チェックを入れてください。

注意事項

受診者負担金の支払い方法が「組合へ申込時に支払」から、「医療機関へ窓口精算または振込精算で支払」に変更となりました。

申込～健診結果の受取までの流れ



健診期間

平成30年10月～12月(予定)

受診者負担金の支払方法

医療機関へ直接お支払いください。支払方法は「当日の窓口精算」または「受診後の振込精算」があり、受診会場ごとに異なります。「健診会場一覧表」をご確認ください(当組合ホームページの「新着情報」に掲載)。「当日の窓口精算」の会場を選択した場合、施設や会場内で、現金での精算となります。「受診後の振込精算」の会場を選択した場合の取扱金融機関は「ゆうちょ銀行」のみです。振込手数料は受診者負担となります。また、領収書は振込時の控えが領収書となり、別途発行はできません。

検査項目

内科診察、身体計測、血圧測定、胸部X線撮影、尿検査、視力測定、聴力(被保険者のみ)、便潜血、胃部X線撮影(35歳以上の方)、心電図、肝臓・腎臓機能検査、糖尿病検査、血球検査、乳房診(エコーによる検診法)、子宮検査(希望者のみ)

受診日のご案内

申込の際はまだ受診日が決まっていません。受診日の案内(会場付近の地図)、健診キット等必要な書類は9月中旬以降、準備ができ次第、実施医療機関から受診者のご自宅に送付されます。

受診方法

受診日に提出物を揃え、各会場で受診してください。受診日当日、保険証も持参してください。また、受診者負担金の精算方法を「当日の窓口精算」の会場を選択した場合は負担金3,000円(現金)もご持参ください。

健診結果報告

受診日より4週間以内に「健診結果報告書」が医療機関から受診者あてに送付されます。

お問合せ先

【申込方法等について】

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 保健事業課 ☎ 03-3576-3511

【健診日等の案内・健診キット等が届かない、会場・日程の変更、キャンセル等について】

東振協(一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会) ☎ 03-3626-7504



▼利用の方法▼
①医療機関に電話予約→②受診申込書を健保組合に郵送→③予約日に受診
○オプション検査の料金・詳細は医療機関によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※利用券は平成29年度より廃止となりました。
※1泊ドックは平成30年度より廃止となりました。

養者)

オプション検査 (乳房・子宮はそれぞれ一種のみ。)								
TEL	コース	受診者負担金(円) (税込)	乳房検査 (女性)		子宮細胞診 (女性)		PSA (男性) 50歳以上	
			超音波	マンモ	自己	医師		
3213-0091	日帰りドック	13,200円	○	○		○	○	
3239-0302	日帰りドック	19,680円	○	○		○	○	
3239-0017	日帰りドック	19,680円	○	○		○	○	
5210-6666	日帰りドック	17,520円	○	○		○	●	
3280-5877	日帰りドック	12,000円	○	○		○	○	
	日帰りドック	12,000円	○	○		○	○	
3693-7240 (葛飾健診センター内)	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎		◎			
3274-2861	日帰りドック	19,680円	○	○		○	●	
3542-8371	日帰りドック	13,200円	○	○		○	○	
3669-3861	日帰りドック	20,000円	◎				○	
3541-3340	日帰りドック	13,200円	○	○		○	●	
3241-2568	日帰りドック	13,200円	○			◎	●	
3437-2701	日帰りドック	15,360円	○	○		○	●	
3443-9555	日帰りドック	12,120円	○	○		○	●	
5770-1250	日帰りドック	13,200円	○			◎	●	
5408-8181	日帰りドック	13,200円	○	○		○	○	
6718-2816	日帰りドック	12,000円	○			○	○	
3280-5877	日帰りドック	12,000円	○	○		○	○	
5408-8181	日帰りドック	13,200円	○	○		○	○	
	日帰りドック	12,000円	○	○		◎	○	
3209-0211	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎		◎			
	日帰りドック	13,200円	○			○	○	
3346-1152	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎			◎		
3232-6465	日帰りドック	12,000円	○	○		○	○	
3364-0251	日帰りドック	12,000円	○	○		◎	○	
	日帰りドック	12,000円	○	○		◎	○	
5287-6211	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎		◎			
	日帰りドック	13,200円	○	○		◎	○	
3873-9161	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎		◎	◎		
3816-5840	日帰りドック	12,000円	○	○		○	○	
3630-0003	日帰りドック	12,000円	○				○	
5653-3502	日帰りドック	12,120円	○	○		○	○	
3685-1431	日帰りドック	12,000円		○		○	○	
5420-8015	日帰りドック	16,440円	○			○	●	
3320-2207	日帰りドック	12,000円		○		○		
3469-1163	日帰りドック	21,840円	◎			○	○	
3498-2111	日帰りドック	12,000円	○	○		○	●	
0120-063-063	日帰りドック	13,200円	○	○		○	●	
3984-4316	日帰りドック	13,200円	○	○		○	●	
5951-1201	日帰りドック	16,440円	○			○	●	
3946-6721	日帰りドック	13,200円	○			○	●	
3988-0100	日帰りドック	12,000円	◎			◎	○	
3557-3003	日帰りドック	13,092円	○	○		○	●	
3390-6910	日帰りドック	12,000円	◎			○	●	
3881-2470	日帰りドック	12,000円	○			○	●	
	日帰りドック	12,000円	○	○		◎	○	
3693-7676	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎		◎			
	日帰りドック	12,000円	○	○		○	●	
042-528-2011	生活習慣病健診	3,000円	◎		◎	◎		
042-521-1212	日帰りドック	13,200円	○	○		○	○	
0422-47-8811	日帰りドック	15,360円	○	○		○	●	
	日帰りドック	12,000円	○	○		◎	○	
042-648-1621	生活習慣病健診							
	婦人健診	3,000円	◎		◎			
042-797-1512	日帰りドック	12,000円	○	○		○	●	
045-335-2261	日帰りドック	13,200円	○	○		○	●	
045-325-1212	日帰りドック	13,200円	○	○		◎	●	
047-422-2202	日帰りドック	12,120円	○	○		○	●	
04-2933-3345	日帰りドック	12,000円	○	○		○	○	
022-221-0066	日帰りドック	13,200円	○	○		○	○	
※ 健保組合ホームページをご参照ください。 http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/		2,000円	○	○	○	○		
		3,000円	○	○	○	○		
		12,000円	○	○		○	●	

健康診断・人間ドック契約医療機関一覧表

生活習慣病健診・婦人健診（対象者：被保険者・被扶養者）
人間ドック（対象者：年度年齢35歳以上の被保険者・被扶

地区	医療機関名	所在地	最寄駅
千代田区	（一財） 日本がん知識普及協会 有楽町電気ビルクリニック	千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 10F	JR・東京メトロ 有楽町
	（一財） 健康医学協会附属 東都クリニック	千代田区紀尾井町 4-1 ホテルニューオータニガーデンタワー 2F	東京メトロ 赤坂見附・永田町
	（一財） 健康医学協会附属 霞が関ビル診療所	千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 3F	東京メトロ 虎ノ門・霞ヶ関
	（医） こころとかちの元気プラザ	千代田区飯田橋 3-6-5	JR 飯田橋
	（医） 友好会 秋葉原メディカルクリニック	千代田区外神田 1-16-9 朝風二号館ビル 6F	JR 秋葉原
中央区	（医） さわやか済世 健診プラザ日本橋	中央区日本橋本町 4-15-9 曾田ビル 4F	東京メトロ 小伝馬町
	（一財） 日本健康開発財団 東京・八重洲総合健診センター	中央区八重洲 1-5-20 石塚八重洲ビル 7F	JR 東京
	（医） 神和会 銀座富士クリニック	中央区銀座 4-11-2	東京メトロ 東銀座・銀座
	東実総合健診センター	中央区東日本橋 3-10-4	JR 馬喰町
	（医） 百葉の会 銀座医院	中央区銀座 4-12-15 歌舞伎座タワー 16F	東京メトロ 東銀座・銀座
港区	（有） 新赤坂健康管理協会 日本橋室町クリニック	中央区日本橋本町 1-5-6 第10中央ビル 1F	JR 新日本橋
	アジュール竹芝総合健診センター	港区海岸 1-11-2	JR 浜松町
	東京高輪病院	港区高輪 3-10-11	JR 品川
	（有） 新赤坂健康管理協会 新赤坂クリニック	港区六本木 5-5-1 六本木ロアビル 11F	東京メトロ 六本木
	（医） 進興会 セラヴィ新橋クリニック	港区西新橋 2-39-3 SVAX西新橋ビル 5F	JR 新橋
品川区	（医） 同友会 品川クリニック	港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 1F	JR 品川
	（医） 友好会 目黒メディカルクリニック	品川区東五反田 5-22-33 TK池田山ビル 4F	JR 五反田
	（医） 進興会 進興クリニック	品川区大崎 2-1-1 Think Park Tower 3F	JR 大崎
新宿区	（一財） 日本健康管理協会 新宿健診プラザ	新宿区歌舞伎町 2-31-18	JR 新大久保・大久保
	（医） 卓秀会 新宿センタービルクリニック	新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 5F	JR 新宿
	（医） あさひ会 西早稲田クリニック	新宿区西早稲田 2-21-16 圓生楼高田馬場ビル 2F	JR 高田馬場
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	JR 新大久保・大久保
	（一財） 東京社会保険協会 フィオーレ健診クリニック	新宿区新宿 7-26-9 フィオーレ東京 2F	都営 東新宿
台東区	（医） せいおう会 鶯谷健診センター	台東区根岸 2-19-19	JR 日暮里・鶯谷
文京区	（医） 同友会 春日クリニック	文京区小石川 1-12-16 小石川TGビル	都営 春日
江東区	（医） 同友会 深川クリニック	江東区三好 2-15-10	都営 清澄白河
	（医） 三友会 深川ギャザリアクリニック	江東区木場 1-5-25 深川ギャザリアタワー S棟 3F	東京メトロ 木場
	東京城東病院	江東区亀戸 9-13-1	JR 亀戸
渋谷区	（一財） 日本健康増進財団恵比寿健診センター	渋谷区恵比寿 1-24-4	JR 恵比寿
	JR 東京総合病院	渋谷区代々木 2-1-3	JR 新宿
	PL 東京健康管理センター	渋谷区神山町 17-8	JR 渋谷
	（医） 和会 渋谷コアクリニック	渋谷区渋谷 1-9-8 朝日生命宮益坂ビル 3F	JR 渋谷
	（医） 鳳凰会 フェニックスメディカルクリニック	渋谷区千駄ヶ谷 3-41-6	東京メトロ 北参道
豊島区	（医） 卓秀会 平塚胃腸クリニック	豊島区西池袋 3-28-1 藤久ビル西二号館 6F	JR 池袋
	（医） 卓秀会 池袋藤久ビルクリニック	豊島区西池袋 1-18-2 藤久ビル西一号館 9F	JR 池袋
	（医） 絆 アーバンハイツクリニック	豊島区巢鴨 1-16-2 アーバンハイツ巢鴨B棟	JR 巢鴨
	（医） 快生会 山口クリニック	豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 7F	JR 池袋
練馬区	（医） 浩生会 スズキ病院	練馬区栄町 7-1	西武 江古田
杉並区	（一社） 衛生文化協会 城西病院健診センター	杉並区上荻 2-42-11 城西病院 6F	JR 荻窪
足立区	（医） 哲仁会 井口病院	足立区千住 2-19	JR 北千住
葛飾区	（医） さわやか済世 葛飾健診センター	葛飾区立石 2-36-9	京成 立石
立川市	（一社） 東振協 多摩健康管理センター	立川市錦町 3-7-10	JR 立川・西国立
	（医） 進興会 立川北口健診館	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 9F	JR 立川
三鷹市	（医） 慈生会 野村病院予防医学センター	三鷹市下連雀 8-3-6	JR 吉祥寺
八王子市	（医） 国立あおやぎ会 八王子健康管理センター	八王子市明神町 4-30-2	JR 八王子
町田市	（医） 幸隆会 多摩丘陵病院	町田市下小山田町 1491	京王 多摩センター
横浜市	船員保険健康管理センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町 43-2	JR 横浜
	（有） 新赤坂健康管理協会 横浜北幸クリニック	横浜市神奈川区鶴屋町 3-32-13 第2安田ビル 9F	JR 横浜
船橋市	（医） 成春会 花輪クリニック	船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 8F	JR 船橋
入間市	豊岡第一病院	入間市黒須 1369-3	西武 入間市（送迎バスあり）
仙台市	（医） 進興会 せんだい総合健診クリニック	仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー 4F	JR 仙台
	（一社） 東振協 契約医療機関	全都道府県	生活習慣病健診（A2コース） 生活習慣病健診（Bコース） 日帰り人間ドック（D1コース）



「春・秋のウォーキング大会」

ウォーキングに着目した健康づくり事業（屋外集合型のウォーキングイベント）を平成 30 年度も実施いたします。

今年度から春と秋の年 2 回開催となり、さらに季節を感じられる大会になります。

秋のウォーキング大会の日時等詳細については、7 月頃当健保組合ホームページ内「新着情報」にてご案内する予定ですのでご確認ください。（春のウォーキング大会は横浜で 5 月 26 日（土）に開催予定。）

なお、この大会は、毎回開催場所を検討し実施する予定です。どこになるかお楽しみに！



みんなで
楽しく歩いて
健康になろう！



プレゼントも
もらえるよ

裏表紙もご覧ください。



「スマホウォーキング大会」

これまでのクリエイティブヘルスNEXTのサービスが平成 29 年度をもって終了したため、新たなシステムの導入を検討し、実施する予定です。

詳細が決定次第、当健保組合ホームページ内「新着情報」にてご案内いたします。



健康づくり事業のご案内

電設工業健康保険組合「へるすびあ」

【場 所】板橋区坂下1-33-12

【交 通】都営三田線「志村三丁目駅」下車徒歩5分

【利用時間】平 日／10:30～22:00
土・日・祝日／10:00～21:00

【休 館 日】月曜日と組合の定めた日

【利 用 料】平 日／1,000円
土・日・祝日／1,300円

【施設案内】ゴルフ練習場、多目的ホール、ランニングコース、プール、レストラン、フィットネスルーム、クアルーム、リラックスルーム、シネマールーム、マッサージ室、自販機ルーム、駐車場



※中学生未満の方は保護者同伴となります。

「へるすびあカード」でご利用いただけます。

当健保組合では、皆様の健康づくりにご活用いただくため、電設工業健保の健康づくりセンター「へるすびあ」と契約しております。

初回に「**へるすびあカード**」を作成し、利用の際はその都度、これを提示し、ご利用ください（各月の初回利用時は、保険証を併せて提示）。

「へるすびあカード」は、「へるすびあ」で無料で作成できます（紛失などによる再発行の場合は、実費 500 円をお支払いいただきます）。

FUJIYAMA 倶楽部



当健保組合は本倶楽部の登録会員となっており、保険証提示のうえ、被保険者やご家族のみなさんは対象施設を優待料金でご利用できます。

下記のホームページより、優待料金で利用できる割引券が取得できますので、ご利用ください。

<https://www.fujikyu-concierge.com/club/>
割引券を取得するためのIDとパスワードは下記のとおりです。



ID **sadk** パスワード **2295**



詳細はホームページをご覧ください！



「健康づくり」をクリック！

平成30年度からおトクな料金で
スポーツクラブがご利用できます

re RENAISSANCE

* 春だから

カラダに いいこと スタート

ボクはいろいろな
施設を
楽しみたいから…

いつでも通えて月額固定

Monthly

私は毎日
通えないから
のんびり…

自分のペースで都度払い

1 Day

お好みに合わせて2タイプ

使いたい放題 **Monthly**

8,424 円/月
(税込)

月ごとに
変更可能
(変更手数料なし)

1回ごとに **1 Day**

1,620 円/回
(税込)

お得なキャンペーン実施中! 2018年4/14(土) → 6/3(日)

Monthly コーポレート会員

入会時の
手数料

通常1,080円(税込)

0 円

レンタル用品

タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ

通常3,564円/月(税込)

最大2ヶ月間

0 円

※新規でMonthlyコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

1 Day コーポレート会員

レンタル用品

通常1,600円/回(税込)

入会当日

0 円

タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ



※新規で1Dayコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

事前にWEB入会登録
をしていただくと便利です。

WEB入会

ルネサンス 法人会員

検索

お近くのルネサンスで
ご登録ください。

ご入会に必要なもの

健康保険証

+

Monthly
コーポレート会員

1 Day
コーポレート会員

月会費2ヶ月分

ご利用開始日(1日・8日・16日・23日)に
よって異なります。

ルネサンスカードの
口座設定がWEBで
完了していない方は

キャッシュカード + 通帳

※後日郵送による書面での口座設定をご希望の方は不要※アリオ札幌、北砂、徳山へご入会の方は
支店名、口座番号がわかるもの+届出印もしくは金融機関キャッシュカードをお持ちください。

入会時の手数料 1,080円(税込)

※ご入会の方はルネサンスカード(イオンもしくはジャックス)の申し込みが必要です。(会費はルネサンスカードからの引き落としとなります。)

不明な点は、お電話ください

03-5600-5399 平日
10:00~17:30

※ご利用は15才以上の方に限らせていただきます。

※以下の項目に該当する方の施設利用をお断りすることがあります。

●医師等により、運動を禁じられている方 ●妊娠中の方 ●他人に感染する恐れのある疾病を有する方
●酒気を帯びている方 ●刺青(タトゥー含む)のある方 ●ペット連れの方 ●暴力団関係者 ●会社が不適当と認めた方





保健指導宣伝事業



HOTな健康情報をお伝えします

当健保組合では、広報機関誌『活』や健保ホームページ（下記参照）で、みなさまに役立つ健康情報の提供や各種事業活動の広報を積極的に行っております。また、本年度も、各事業所の健康管理委員を中心として、健保組合の健康管理事業、広報活動等を積極的に推進します。

事 項	実施時期	内 容
広報機関誌『活』	5月・9月・1月	全被保険者を対象に発行します。保健事業についての「特集号」を5月に配布します。
健康管理委員	6月・10月・3月	健康保険および健康管理に関する情報、知識を広く被保険者に周知し、健保組合が行う事業の有効かつ円滑な実施を図るため、健康管理委員および事務担当者を対象に講演会、講習会を開催します。
共同保健指導宣伝事業	通 年	健保連と共同で、テレビCMを放映
医療費通知	2月	医療費について、被保険者や家族がどのくらい病院等に支払っているかチェックしていただくため、通知をします。
ホームページ開設	通 年	健保組合のホームページを開設し、被保険者や家族のみなさまに、健康情報や保健事業のご案内をしています。
ジェネリック薬品利用促進通知	2月	ジェネリック薬品の利用促進のために自己負担軽減の通知をします。（一定以上の削減効果が見込まれる方を対象とします。）

健保連 東京連合会による健康相談

- 健診結果や人間ドックで気になることがあったとき
- 今現在気になる症状があるとき
- 自分自身にあったダイエット方法を知りたい等

健康管理相談室

TEL 03-3357-6561

火曜日 9:30 ~ 16:30

（ただし12:00 ~ 13:00は除く）

所在地

新宿区四谷 1-1-2

アクセス

JR 四ツ谷駅下車 3分

東京メトロ（丸ノ内線・南北線）

四ツ谷駅下車 3分

<http://www.kprt.jp/guide/index.html>



申込予約は
不要です

最新の情報は健保ホームページをご覧ください

<http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/>

最新の情報は、健保ホームページでお知らせします。

イベントの情報などを順次更新しますので、ぜひご活用ください。



「医療費のお知らせ」 「ジェネリック薬品利用促進通知書」の 配送について

●医療費通知（医療費のお知らせ）について

昨年より、医療費通知（当健保組合では『医療費のお知らせ』）にて、医療費控除の確定申告が可能となりました。当健保組合は、平成30年度の『医療費のお知らせ』より、確定申告時期に合わせて通知いたします。

ただし、医療費の情報は通常2カ月遅れて当健保組合に届くことから、配送手続き等からも、通知は以下の通りとなります。

■1月診療分～10月診療分が記載（予定）
（柔道整復に関しては、9月受療分まで）

■年4回の通知から、年1回の通知に変更

上記のことから、確定申告をする際は、11月～12月診療分（柔道整復は10月～12月受療分）の領収書が必要となります。

また、こちらの通知書は、再発行はできませんので、大切に保管してください。

●「ジェネリック薬品利用促進通知」について

「ジェネリック薬品利用促進通知」は年1回になり、上記通知と同送いたします。



ジェネリック薬品について
さらに詳しいことは
当健保組合ホームページを
ご参照ください。



「医療費のお知らせ」 「ジェネリック薬品利用促進通知」

をお送りしています

当健保組合では、みなさんが受診した際にかかった医療費について、ご確認いただくための「医療費通知」をお送りしています。窓口で実際に支払った金額と、医療費通知に記載された金額をご確認いただき、違っている場合は健保組合までご連絡ください。

また、慢性疾患等で受診し、先発医薬品を処方されて、一定以上の削減効果が見込まれる方を対象に、「ジェネリック薬品利用促進通知」もお送りしています。この通知には、ジェネリック薬品に切り替えしやすい情報が掲載されています。ジェネリック薬品を利用されることにより、みなさんの自己負担が軽くなるとともに、健保組合の財政改善にもつながりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

契約保養施設の利用方法

利用補助対象者

被保険者および被扶養者

※資格がないご家族の方も、異外としてご利用できますが、補助金は支給されません。

組合からの補助

被保険者1泊につき **4,000円** 被扶養者1泊につき **3,000円**

※1人年度間 **3泊まで**の補助をします。(年度間：平成30年4月1日～平成31年3月31日)

利用料

シーズン等で各施設ごとに料金が異なりますので、ご利用される施設に直接ご確認ください。

申込方法

※ JTB の申込方法については **P25** をご参照ください。

1

直接、施設へ予約します。

その際、次の2項目を忘れずに伝えてください。

- 保養所契約の補助を利用する旨
- 当健保組合名(東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合)

※利用料金は、その際ご確認ください、申込書にご記入ください。

2

必ず利用日の1週間前までに、組合指定の「利用申込書」を提出してください。

※「利用申込書」はホームページより印刷のうえ、ご使用ください。

3

健保組合から利用者へ「利用通知書」を発行します。

4

ご利用当日、現地施設に「利用通知書」を提出し、補助金額を差し引いた利用額を精算してください。

(注) 利用の変更および取消しの場合は、必ず現地の施設に連絡をし、了解を得たうえで、組合にご連絡ください。

- 契約保養施設の詳細につきましては、当健保組合のホームページよりご確認ください。

こんなときは
補助が
受けられませんので
ご注意ください！

- ① 会社の事業等を目的とした旅行、出張
- ② 会社の社員旅行で福利厚生を目的とした旅行
- ③ 宿泊利用後の補助金の申請
- ④ 3泊を超えた宿泊(年間…平成30年4月1日～平成31年3月31日)
- ⑤ 宿泊利用料が補助金より安い場合

直接契約保養施設 1

保養所名	所在地	電話番号
貸別荘 蔦の里	栃木県那須郡那須町高久乙伊藤山 1439	0287-78-1061 または 0120-795-554
明賀屋本館	栃木県那須塩原市塩原 353	東京案内所 03-5681-2646
彩つむぎ	栃木県那須塩原市塩原 265	
青樹荘	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 679	0465-63-3111
ブルーベリーヒル勝浦	千葉県勝浦市興津 1920	0470-76-3400
ホテルパーモラル軽井沢	長野県北佐久郡軽井沢町発地湯川原 1097	予約センター 0267-42-0068
東雲サロン	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢沢原 1278-16	
熱海シーサイド・スパ&リゾート	静岡県熱海市東海岸町 6-53	0557-82-8111
ハイランドリゾート ホテル&スパ	山梨県富士吉田市新西原 5-6-1	0555-22-1000
ホテル マウント富士	山梨県南都留郡山中湖村山中 1360-83	0555-62-2111
大野荘	千葉県夷隅郡御宿町新町 775	0470-68-5511 または 0120-049-551
白馬アルプスホテル	長野県北安曇郡小谷村乗鞍高原	0261-82-2811
かたしな高原ホテル	群馬県利根郡片品村越本 980	0278-58-2161
かたしな高原チャイルドロッジ	群馬県利根郡片品村越本 2990	0278-58-2161
舞子高原ホテル・舞子高原ロッジ	新潟県南魚沼市舞子 2056-108	025-783-3511 (予約受付専用)
むいか温泉ホテル	新潟県南魚沼市小栗山 2910-114	025-773-3311 (予約受付専用)

※「旅籠屋丸一」は平成30年度より契約外となりました。



保養所利用のご案内

当健保組合が利用補助を行う保養施設についてご紹介します。
心身のリフレッシュにお役立てください。



詳細はホームページを
ご覧ください！



「保養所」
「保養・旅行」を
クリック！

直接契約保養施設 2 (宿泊施設斡旋業者)

※宿泊施設によっては補助金をご利用いただけない場合があります。

DAIWA ROYAL HOTEL

<http://www.daiwaresort.jp/login/keiyaku/>

全国のDAIWA ROYAL HOTELの施設がご利用いただけます。ご予約は随時、電話またはインターネットにて受付いたします。電話予約は施設へ直接お申し込みください。

(施設一覧はDAIWA ROYAL HOTELのホームページからご確認くださいませ。)

契約先コード: sign-ad パスワード: displaykenpo

船員保険保養所

<http://www.sempos.or.jp>

全国に船員保険被保険者と家族の保養施設として設立運営されています。健保組合が船員保険会と契約を締結しているため利用できる施設です。

ビスタリゾート

<http://vista-resort.com/display-ad/>

会員番号: 211-0031

予約は、利用日の1カ月前よりインターネットにて受付いたします。

予約センター: ☎ 0570-040809 ☎ 03-3295-1066

さくら総合レジャー

<http://sakuraallkenpo.main.jp/>

関東近県を中心に宿泊施設と提携し、高級な宿泊施設からリーズナブルな施設まで、多様な施設をみなさまへ紹介しています。

予約センター: ☎ 03-3434-0333 ☎ 03-3434-0711

プリンスホテル

<http://www.princehotels.co.jp/keiyaku>

パスワード: prkeiyaku 予約センター: ☎ 0120-33-8686

グリーンピア

<http://www.greenpia-center.co.jp>

※「契約保養所加入員様のページ」(「保養所加入員様はこちら」)よりアクセスしてください。

ユーザー名: greenpia パスワード: center

予約センター: ☎ 03-5688-4611

東急ホテルズ

<http://www.tokyuhotels.co.jp/ja/biz/>

法人番号: 300200290 パスワード: ref109

※トップページのログインをクリックし、会員番号、パスワードを入力してください。

全国の東急ホテル・エクセルホテル東急・東急REIホテルがご利用いただけます。

・予約は、随時、電話またはインターネットにて受付いたします。

予約センター: ☎ 0120-21-5489

日本ペンション協会

<http://www.jpa.org>

全国で提携している日本ペンション協会をご利用ください。くつろぎの家庭的なおもてなし。現地で生産された野菜など新鮮な素材で、手作りのお料理をお楽しみいただけます。

ご予約は、協会ホームページより施設を選択のうえ直接お申し込みください。

お問い合わせ: ☎ 0869-34-5650

JTBの協定施設

JTB 契約保養所システムにより、日本国内の宿泊施設が利用できます。JTB 契約保養所システムとは、JTB が厳選して協定している日本国内の宿泊施設を、そのまま健保組合の契約保養所として利用できるシステムです。

宿泊に伴って利用できるバカンスクーポンの併用も行えます。バカンスクーポンとは、201kmを片道で超える往復の場合で大人と子どもあわせて2名以上はJR乗車券が2割引になるクーポンです。

詳しくはJTB窓口にてお問い合わせください。

※店舗によってはご利用いただけない場合があります。

※この保養所システムは、インターネットでのご精算は対象外となります。

申込方法

JTB 契約保養所システムの申込方法は次の通りです。

STEP 1 JTB取扱店で直接予約をとります。その際、JTB契約保養所システムを利用することを伝えてください。

STEP 2 当健保組合指定の申込書に予約内容を記入いただき、当健保組合までご提出ください。

STEP 3 申込書が届きましたら、保養所利用通知書を発行し、申込書に記載した住所にお送りいたします。

STEP 4 予約した取扱店に保養所利用通知書を提出いただき、料金をご精算ください。

その他の健保組合が運営している保養施設

●東振協健康保険組合共同利用保養所(補助金の対象外施設です)

<http://www.toshinkyo.or.jp/resort/index.html>

各施設の健保組合に直接予約申し込みと手続きをしてください。(ホームページ参照)

●健保連共同利用保養所(補助金の対象外施設です)

健保連ホームページの「共同利用保養所等のご案内」から手続き等をご参照ください。

<http://www.kenporen.com>



労災保険

業務上・通勤途中でのケガや病気は…



労災保険（労働者災害補償保険）は、健康保険では扱われない業務上あるいは通勤途中の事故や災害により労働者が病気やケガをしたとき、またそのために障害が残ったり、介護が必要となったり、死亡したときに、医療や現金の保険給付を行って労働能力の回復をはかるとともに、労働者とその家族または遺族の生活を保障する制度です。

労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受けるケースが見られますが、健康保険は労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。労働災害によって負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまうこともあるので気をつけてください。



労働災害では健康保険証は使用できません。

労働災害であるにもかかわらず、誤って健康保険で病院にかかってしまった場合は…

受診した病院に、健康保険から労災保険への切り替えができるかどうかを確認し、健康保険組合給付課に連絡をしてください。

(TEL:03-3576-3511)



仕事上のケガ、通勤中のケガなど、
労災についての問い合わせは
所轄の労働局・労働基準監督署

または

「労災保険相談ダイヤル」0570-006031

受付時間 9:00 ~ 17:00

(土日祝日、年末年始除く) へ

業務上災害とは



ケガの場合

① 会社の施設内において勤務中

原則として業務上と認められます。



② 会社の施設内において勤務していない場合

休憩中や終業後の私的な行為による事故は、施設に不備があった場合のみ業務上と認められます。

例

● 昼休みに社員食堂へ移動中、廊下に水たまりがあり、気付かず踏んで転倒し、ケガをした。
● 就業後に帰宅する際、店舗出口に不安定に積まれていた花器が倒れてケガをした。



③ 会社の施設内にいないで勤務中

外勤者や運転手、出張中の事故のときで勤務に関係のない私的な行動以外は業務上と認められます。

例

● 遠方のイベントで使用する屋外舞台会場を設営するため出張し、設営中に足場から落下してケガをした。
● 公園の植栽管理を行うため現場に向かう途中で車と接触し、ケガをした。



病気の場合

業務上の病気と認められるには、個人の体質、前からの病気などの関連もあってむずかしいですが、業務との関連がはっきりしていることが必要です。

例

● 業務が関連し、精神疾患を発症

※セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどによる病気の発症（ケガも含む）は、第三者の行為となります。ハラスメントを受けたとき、健保組合への連絡はもとより、所轄の労働局など関係各所に連絡してください。

通勤災害とは



通勤によって被った災害についても、業務上の災害と同様の給付が行われます。

こんなケースは通勤災害とされます

● 帰宅途中、駅の階段で転倒し負傷
● 家から得意先に直行、あるいは出先から直接帰宅途中の災害
● 勤務上の事情や交通ストのため、外泊先から出社の途中の災害
● 日常生活上必要な行為を行うため通勤経路から外れ、その行為が終わり、通勤経路に戻ったあとの災害



日常生活上必要な行為の例

● 帰路に食料品を購入する行為
● 通勤途中に病院で治療を受ける行為
● 外食（飲酒した場合は除く）

労災保険に該当しない
“交通事故等”にあった場合

第三者により受けたケガについては、医療機関で「健康保険証」を使用する前に、必ず健保組合へ連絡を入れてください。「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です（けんか、飼い犬に咬まれる、外食時の食中毒なども同じ扱いです）。

おたよりありがとうございました！



あなたが幸せを感じる時は？



Yさん 50代 本人

家族そろって食卓を囲んでいるとき。孫もいて心も暖まります。

Kさん 60代 本人

健康で生活できること。

Sさん 50代 本人

一日の疲れを取るため、湯ぶねに浸った瞬間。

Yさん 50代 本人

家族の寝顔を見るとホッとします。

Tくん 7歳 家族

プラレールのレイアウトがじょうずにできたとき。

Hさん 60代 本人

家族でひとつのことを笑える日々。

Oさん 40代 本人

今日もふつうに生活できたとき。

Tさん 30代 本人

こどもと手をつなぎながら寝るとき。

クイズに挑戦！ まちがいさがし

上下のイラストにはちがうところが8つあるよ。さがしてみよう！！

おたよりをおまちしています！



クイズの正解者から5名に抽選で賞品をプレゼント！

応募のきまり はがきに下記をご記入いただき、健保組合までお送りください。

1 クイズの答え

2 事業所名・保険証の記号・番号

3 お名前

4 自宅住所（賞品発送先）

5 ひとこと（あなたのマイブームは？、『活』の感想など）

※ご記入いただいた個人情報は、賞品の発送のみに使用いたします。

※**5**ひとことは、イニシャル等にて本誌へ掲載させていただきます。

締切 6月15日（金）（当日消印有効）

当選者発表 賞品の発送をもってかえさせていただきます。

宛先

- （はがきのウラ面）
- 1 クイズの答え
 - 2 事業所名・保険証の記号・番号
 - 3 お名前
 - 4 自宅住所（賞品発送先）
 - 5 ひとこと



〒170-0004 東京都豊島区北大塚 1-21-15
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 行



※ちがう箇所には○をつけ、ハガキに貼り、お送りください。

1 2 3 4 5 6...



たくさんのご応募
ありがとう
ございました

前回の
答え





個人情報の取扱い



＋健康診断結果の事業主との共同利用について＋

健診の結果を会社に提供することもあります

1 事業主と東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合が健康診断結果を共同で利用することについて

当健康保険組合は、事業主が被保険者の健康管理、労働安全衛生法および関連法令による義務事項を達成するため、当健康保険組合が実施する健康診断結果を提供し、共同利用いたします。

2 共同で利用するデータの項目

つぎの健診における以下にあげる項目
●生活習慣病予防健診（巡回）
●組合が（一社）東京都総合組合保健施設振興協会を通じて契約する医療機関で実施した生活習慣病予防健診

【項目】

受診者（被保険者に限る）に係る記号・番号・氏名・生年月日・事業所名・所在地・電話番号・健診実施機関名称および労働安全衛生規則第

44条に定める健診項目の結果数値・内容・所見および指導内容

3 共同で利用するものの範囲

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合保健事業課

被保険者が加入する事業所の個人情報管理責任者および健康管理担当部署

4 共同利用するものの利用目的

●事業主における健康診断結果記録の作成および保存と労働基準監督署への報告のため
●事業主における労働安全衛生法およびその他の関連法令による義務事項達成のため

5 個人データ管理責任者

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合事務長
被保険者が加入する事業所の個人情報管理責任者

6 個人データ提供の手段または方法

事業主が被保険者の健診結果の提供を希望し共同利用する場合は、「健診結果等情報提供願及び誓約書」を当健康保険組合に提出していただきます。

個人データの提供を希望するにあたっては、被保険者からの同意を得ることについて事業主においています。
また、個人データは配送が記録される方法をもって事業主親展で提供いたします。

7 個人データの提供停止の手続きについて

個人データの共同利用に同意されない場合は、提供の停止手続きを行うことができますので左記へご連絡ください。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
個人情報相談窓口（総務課）
TEL 03・3576・3511

詳細はホームページをご覧ください！



「個人情報保護について」をクリック！

《東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について》

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされており。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピュータにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
- ・「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分いたします。
- ・「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失可否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。
- ・資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・「算定基礎届」、「月額変更届」、「賞与支払届」によるデータの一部を、「株式会社コンピュータビジネス」にパンチ入力の委託をしています。
- ・「マスター」を用いて、ターンアラウンド方式による「算定基礎届」、「賞与支払届」、「健康保険被扶養者現況届（再認定）」等の作成を行い、作成処理の一部を「光ビジネスフォーム株式会社」に委託しています。
- ・「マスター」作成及び入力処理の一部、被保険者証の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者「㈱NTTデータ」に委託しています。
- ・健康診受申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを一般財団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）や直接契約健診機関「同友会ほか 53 機関」及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付等に利用します。
- ・契約保険利用者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別を団体契約施設「JTB 契約養老所システム」他 8 団体及び直接契約施設「ハイランドリゾートホテル&スパ」他 16 施設に渡し、施設利用申し込み等に利用します。
- ・各種大会やイベントなどの賞品を贈呈するため「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを業者に渡し、各家庭に発送します。
- ・当組合機関誌を被保険者に配布するため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを業者「㈱法研」に渡し、各家庭に送付します。

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・業務処理コンピュータにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ・給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。

3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者社会保険診療報酬支払基金にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピュータに収納し、健康保険業務に利用します。

- ・レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- ・再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ・同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ・レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、

健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。

- ・レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- ・レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。
- ・レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- ・レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ・レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ・開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ・レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「光ビジネスフォーム㈱」に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
- ・レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「㈱日本医療データセンター」に委託し、ジェネリック医薬品利用促進通知を加入者に通知します。
- ・交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
- ・複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

4 健康診断については、健診受託業者の東振協や直接契約医療機関に業務委託して実施します。

- ・結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピュータに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、一部の健診結果のみ事業主に連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- ・被扶養者より提供いただいた健診結果はデータ化し、健康管理事業や保健指導に役立てます。

5 その他保健事業の実施について

- ・健康講座・事業計画説明会の参加者名簿を参加者に配布します。
- ・ウォーキング大会等の参加者の写真や感想文に事業所名、名前を付し、機関誌・H・Pに掲載します。

6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記 1、2 における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

なお、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2)規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「㈱アイスイ」に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には使いません。

また、次の事項について特に意思表示が行われない場合は、黙示による同意とさせていただきます。不都合のある方は、当組合までご連絡ください。

- ・高額療養費及び一部負担還元金、付加給付等を本人の申請に基づかず事業主経由で行うこと。
- ・給付金支給一覧表を事業主に送付すること。
- ・医療費通知および、ジェネリック利用促進通知を世帯ごとにまとめて事業主に送付すること。
- ・負傷原因の問い合わせを事業主経由で行うこと。
- ・医療機関、薬局からの受診資格の有無の照会に対する回答を行うこと。
- ・高額療養費、付加給付の適正支給のため一定の受診者に関する地方自治体等の医療費助成制度情報を取得するとき。
- ・無資格受給者分レセプトの再審査請求のため当組合以外の健康保険情報を取得するとき。



平成30年度健保の予算と 事業計画をお知らせします



健康保険組合を 取り巻く 厳しい状況

内閣府の平成29年版高齢社会白書によると、わが国の総人口は減少が続く一方で、高齢化率（65歳以上が総人口に占める割合）は高まり続けることが予測されています。平成28年に27・3%だった高齢化率は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年には30・0%となり、2065年には38・4%に達し、2・6人に1人が65歳以上になると推計されています。そこで、国では持続可能な社会保障制度を構築するためのさまざまな施策を進めており、健保組合の取り組む事業も重要性を増しています。

こうした状況における、当健保組合の平成30年度予算は、今年度から保険料率を引き上げたことにより、1億2,687万円の経常黒字となりました。しかし、高齢者医療制度への支援金・納付金や、保険給付費は今後増加が見込まれるため、厳しい状況が続くと思われます。

予算の基礎

一般勘定

被保険者数	48,500人
平均標準報酬月額	336,000円
保険料率(計)	98.0 / 1000
一般保険料率 (基本保険料率)	96.7 / 1000 (51.740 / 1000)
(特定保険料率)	(44.960 / 1000)
調整保険料率	1.3 / 1000

介護勘定

第2号被保険者数	31,150人
平均標準報酬月額	390,000円
介護保険料率	15 / 1000
健康保険料率	98/1000 引き上げ (協会けんぽ 100/1000 全国平均)
介護保険料率	15/1000 据え置き (協会けんぽ 15.7/1000 全国一律)

平成30年度 収入支出予算概要 (一般勘定)

収入 合計

22,172,070千円

支出 合計

22,172,070千円

収入では、保険料が
22億8千万円増加
する見込みだよ



国庫負担金収入・他
9,854千円
調整保険料
291,110千円

繰入金
20,000千円

国庫補助金収入
54,601千円

特定健診等事業収入
2千円

財政調整事業交付金
138,733千円

雑収入
29,678千円

保険料
21,628,092千円

事務費
301,062千円

保険給付費
10,388,132千円

法定給付費 10,307,087千円
付加給付費 81,045千円

納付金
10,055,956千円

前期高齢者納付金 5,069,427千円
後期高齢者支援金 4,875,864千円
病床転換支援金 25千円
日雇拠出金 1千円
退職者給付拠出金 110,639千円

保健事業費
793,750千円

還付金
1,334千円

営繕費
3,001千円

財政調整事業拠出金
291,110千円

連合会費
9,018千円

積立金
13,100千円

雑支出
5,001千円

予備費
310,606千円

支出では納付金が
1億2千万円、保
険給付費は1億7
千万円くらい増え
る見込みだよ



収入

主な収入源である事業主と被保険者のみなさんからの保険料は、前年度予算比22億8、433万9千円増の216億2、809万2千円を計上しています。

支出

主な支出の一つである保険給付費は、前年度比1億7、209万6千円増の103億8、813万2千円を計上しています。

もう一つの大きな支出である高齢者医療制度への支援金・納付金は、前年度比1億2、365万1千円増の100億5、595万6千円となっています。

一方、健診などみなさんの健康づくりに係る保健事業費には7億9、375万円をあてています。

今年度からデータヘルス計画が第二期に入り、本格稼働の段階となります。より効果的な保健事業を行いみなさんの健康を支援していきます。健保組合の行う健診やウォーキング大会などに積極的にご参加いただき、健康維持に努めてください。また、ジェネリック医薬品の利用や適正受診など、医療費節減にもご協力くださいますよう、お願いいたします。

一般勘定 平成30年度予算

収入

科目	予算額(千円)
保険料	* 21,628,092
国庫負担金収入・他	* 9,854
調整保険料	291,110
繰入金	* 20,000
国庫補助金収入	* 54,601
特定健診等事業収入	* 2
財政調整事業交付金	138,733
雑収入	* 29,678
合計	22,172,070
経常収入合計	21,692,207

支出

科目	予算額(千円)
事務費	* 301,062
保険給付費	* 10,388,132
納付金	* 10,055,956
保健事業費	* 793,750
還付金	* 1,334
営繕費	3,001
財政調整事業拠出金	291,110
連合会費	* 9,018
積立金	* 13,100
雑支出	* 5,001
予備費	310,606
合計	22,172,070
経常支出合計	21,565,335

経常収支差引額 126,872

介護勘定 平成30年度予算

収入

科目	予算額(千円)
介護保険収入	1,948,761
繰越金	81,783
繰入金	190,000
国庫補助金受入	1
雑収入	17
合計	2,220,562

支出

科目	予算額(千円)
介護納付金	2,206,832
介護保険料還付金	153
積立金	1,000
雑支出	200
予備費	12,377
合計	2,220,562

*印は経常項目です。

*印合計と経常の合計に差額があるのは、一部経常外(収入 50,020 千円、支出 2,018 千円)が含まれているためです。

平成30年度 **健康づくり事業**

みなさんの**健康管理**、**健康づくり**にお役立てください。

健康情報をお伝えしていきます

- 機関誌『活』の発行(年2回)
健康保険のしくみ・保健事業特集号(1回)
- 健康管理委員会事業
- 健保連共同事業への出資
- 医療費通知(年1回)
- ジェネリック薬品利用促進通知(年1回)
- ホームページの開設

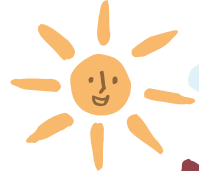
健康づくりに

- 契約保養所利用補助(通年)
被保険者 4,000円 被扶養者 3,000円
(1人年度間3泊まで)
- スマホウォーキング大会
- 春・秋のウォーキング大会(年2回)
- スポーツクラブ(通年)

データヘルス計画事業

病気の予防、早期発見のために

- 特定健診・特定保健指導
- 生活習慣病予防健診(随時)
受診者負担 2,000円・3,000円
- 個別保健指導事業
- 東振協婦人生活習慣病予防健診(秋季)
受診者負担 3,000円
- 人間ドック(随時)：対象は35歳以上(年度年齢)
受診者負担 12,000円～
- 婦人健診(随時)
受診者負担 2,000円・3,000円
- 遠隔地被保険者・被扶養者へ各種健診補助金の交付
◎生活習慣病予防健診、人間ドック、婦人健診
*人間ドックは35歳以上(年度年齢)が補助の対象
- インフルエンザ予防接種補助金
10～1月(1人1回2,000円限度)



今年度から春と秋の年2回開催になります！

(春は横浜で5月26日(土)に開催予定)

春・秋のウォーキング大会

今年度も、データヘルス計画の一環として、健康づくりを目的に、
屋外で行う「春・秋のウォーキング大会」を開催します！
日ごろの運動不足解消、また家族とのコミュニケーション向上に、
ぜひご家族みなさんでご参加ください！

※写真は過去の大会の様子

秋のウォーキング
大会はどこになる
かおたのしみに！



みんなで歩いて
健康になろう！



完歩された方には、完歩
賞をさしあげます。
お子様にはお菓子のプレ
ゼントもご用意します。



「秋のウォーキング大会」の実施要綱など詳細
については、7月頃当健保組合ホームページ内
「新着情報」にて順次ご案内いたします。